

資料 2 - ②

住民票に係る 氏名の表記について

住民票の氏名の漢字の取扱いについて（案）

住民票の氏名表記に関する一般原則

- 原則として、在留カード等（特別永住者証明書を含む。以下同じ。）の記載に倣う。

※ 参議院・総務委員会（平成21年6月30日）

・磯崎陽輔委員

一番大事なのがやはり氏名の記載についてであります。今言ったように、漢字文化圏である在日中国人あるいは在日韓国・朝鮮人の皆さんの住民票のまじり記載の文字でありますけれども、これはアルファベットでやるんでしょうか、それとも漢字で書くことが可能なんでしょうか。

・久元政府参考人（総務省自治行政局長）

御指摘の住民票における氏名等の表記方法は、基本的に在留カード等の記載に倣うところでありまして、これまで法務省当局と事務的に調整をしている状況では、原則としてアルファベットで表記されることになるというふうに現時点では調整しておりますけれども、今後そこは法務省とよく相談をさせていただきたいと思っております。

住民票の氏名の漢字表記に関する基本方針

- 漢字圏の外国人の氏名表記については、在留カード等の記載に倣い、住民票においても、原則としてアルファベットで表記するが、漢字での表記（アルファベットとの併記）を認める。
- 在留カード等の記載に倣い、漢字については、正字で記載する（※）。
- 在留カード等に漢字表記（原則としてアルファベットとの併記）された場合は、いずれも入管法上の氏名として扱うことから、住民票上も、アルファベット表記及び漢字表記のいずれも氏名として取り扱うこととする。

※ 仮住民票作成に当たって、現行の外国人登録で使われている簡体字の取扱いは、今後検討。